

## 「内子町若年者就職奨励金」

### よくある質問（Q & A）

#### 1. 対象・要件について

##### Q1)親族が経営する会社に就職した場合、支給の対象となりますか。

A1) 親族が経営する会社への就職は、支給対象外です。人材確保に苦慮する事業所と求職者のマッチング促進を目的としています。親族が経営する会社の場合、親族の採用は比較的容易であるため、対象としません。ただし、3親等以上の親族関係であるときは対象です。

##### Q2)町外から転入して起業しました。支給対象となりますか？

A2) 事業所の人材確保を促進する目的であり、起業者自身は対象となりません。

##### Q3)公務員は支給対象となりますか？

A3) 町内事業所の人材確保を目的としており、公務員は対象となりません。

##### Q4)同一人物が複数回受給できますか？

A4) 奨励金の額は、1か年につき10万円とし、3か年を限度とする。ただし、新規学卒者の初年度は20万円受給できます。

なお、初年度・2年度目・3年度目の各年度において、申請・審査を行い、交付決定された場合に受給できます。

##### Q5)町内に本社機能を有する企業に就職し、町外の事業所に配属となりました。支給の対象となりますか？

A5) 本制度は町内事業所の人材確保の促進を目的としていますが、町内に本社機能を有する事業所に就職し、町内に住民登録して居住する者が正規雇用で採用された場合は、町外の事業所に勤務する場合でも対象となります。

##### Q6)町外に本社がある企業に就職し、町内の事業所に配属となりました。支給の対象となりますか？

A6) 町内に住民登録して居住する者であり、正規雇用で採用された場合は対象となります。しかし、本町への転入が転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴うものである場合は支給対象外です。

**Q7) 町内企業に配置後、研修等のため一時的に町外に転出することとなりました。支給の対象となりますか？**

A7) 企業からの命令等による1か月以内(程度)の研修等であれば、支給の対象となります。

**Q8) 外国人留学生が、日本の専門学校等を卒業した後、就労可能な在留資格を取得して町内事業所に就職した場合、支給の対象となりますか？**

A8) 日本国内において就労が認められている在留資格を有し、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者及び特定技能等（技能実習を除く。）のいずれかに該当する者であり、町内に住民登録して居住し、正規雇用で採用された場合は対象とします。ただし、在留期間満了後も引き続き在留期間を更新する等、奨励金の交付を受けた後も町内に継続して居住する意思がある場合に限りです。

**Q9) 就職奨励金には所得制限がありますか。**

A9) 所得制限はありません。ただし、申請者個人に町税（国民健康保険税を含む）の滞納がある場合は、支給できません。

**Q10) 町内企業に非正規雇用で就職し、1年後に正規雇用されました。支給の対象となりますか。**

A10) 町内に住民登録して居住する場合は対象となります。

**Q11) 4月に町内のA社に新規学卒者として正規雇用されて、1年後奨励金を受給しました。その後、A社を退職して、町内のB社に再就職しました。この場合、就職奨励金を継続して受けることができますか。**

A11) 同一事業所で働くことを目的としており、再就職先で継続して1年以上勤務された場合でも、奨励金の対象にはなりません。

**Q12) 町内事業所に就職後1か月以内に、内子町若年者就職奨励金交付に伴う届(様式第1号)により町長に届け出ることができませんでした。この場合、就職奨励金を受けられますか。**

A12) 本奨励金は単年度ごとの申請制度であるため、届出や申請がなされなかった年度については、原則として当該年度分の交付はできません。

ただし、その後も継続して就業し、要件を満たす場合には、当該年度に届出をし、次年度以降に改めて申請することは可能です。

**Q13) 初年度に受給した場合、翌年度は自動的に交付されますか。**

A13) 自動的に交付されません。本奨励金は単年度ごとに申請・審査を行う制度であり、毎年度申請が必要です。

**Q14) 2年度目・3年度目は金額や審査内容に違いがありますか。**

A14) 金額は初年度と同額ですが、在職状況、居住状況等について、改めて審査を行います。

**Q15) 外国人は2年度目・3年度目も対象になりますか。**

A15) 対象になります。ただし、在留資格の更新状況や、奨励金交付後も町内に継続して居住する意思が確認できる場合に限りです。

**Q16) 新規学卒者として就職して1年を経たないときに、本人の責に帰することができない理由により退職しました。その場合、初年度分は受給できますか。**

A16) 継続して1年以上勤務された場合を支給対象としていますので、初年度分は受給できません。しかし、別の町内事業所に再就職してから1年以上勤務された場合支給対象となり、交付期間は最大3年度を限度とします。

**Q17) 新規学卒者として就職して2年を経たないときに、本人の責に帰することができない理由により退職し、2年目に就職活動を行い、3年目に就職し1年継続して勤務しました。その場合、受給できますか。**

A17) 継続して1年以上勤務された場合を支給対象としていますので、初年度分は受給できます。2年度は対象外、3年度は対象となります。

## 2. 相談窓口について

**Q18) どこに届出・相談すればよいですか。**

A18) 内子町役場（内子分庁） 町並・地域振興課 商工観光班が窓口です。

連絡先 : 0893-44-2118

開庁時間 : 8:30~17:15（土日祝日を除く）

本Q&Aは、制度の概要を分かりやすくまとめたものです。

対象となるかなど判断に迷われたときは、届出前に必ず町へご相談ください。